

運 営 規 定

社会福祉法人 白寿会
特別養護老人ホーム プレミア草加南

ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設

プレミア草加南運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会が開設するユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームプレミア草加南（以下「施設」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下「ユニット」という。）ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者が相互に社会的関係を築きながら利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム プレミア草加南
- (2) 所在地 埼玉県草加市柳島町890番4

第3章 利用定員

(定員)

第4条 施設の入所定員は、29名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

ユニット数 3 内訳 10名×2ユニット 9名×1ユニット

第4章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第5条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等 に示された 所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- | | | |
|-------------|--------|--------------------------|
| (1) 施設長 | 1 名 | (短期入所生活介護プレミアム草加南と兼務) |
| (2) 医師 | 1 名 | (非常勤) |
| (3) 介護支援専門員 | 1 名 | (介護職員兼務) |
| (4) 生活相談員 | 1 名以上 | |
| (5) 介護職員 | 13 名以上 | |
| (6) 看護職員 | 1 名以上 | |
| (7) 管理栄養士 | 1 名 | |
| (8) 機能訓練指導員 | 1 名 | (サテライト型居住施設につきプレミアム扇と兼務) |
| (9) 調理員 | 3 名 | |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によるものとする。

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、それを施設利用者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 上記に基づくサービス提供記録は施設内にて閲覧できるものとする。

3 上記の記録は、利用契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、【施設サービス計画書】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、【施設サービス計画書】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 施設が提供する一の居室は原則個室とし、施設が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、3とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられているものとする。

4 1ユニットの定員は、おおむね10人(9人)以下とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

(入 浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第13条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養及び利用者の身体の状態並びに嗜好を考慮したものとする。

(相談、援助)

第16条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第17条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第18条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

- 2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者が行うことが困難である場合は、依頼及び同意に基づき、ホームが代わって行うことができる。
- 3 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(入院期間中の対応)

第19条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように、利用者又は家族と協議して定めるものとする。

(入院ベッドの活用)

第20条 入院中の空き居室は、「居室空床利用の取扱確認・重要事項説明書説明」にて同意を得た利用者については、短期入所事業所として他者が使用できるものとする。

(協力医療機関との連携)

第21条 入所者への医療提供体制を確保し、配置医師及び協力医療機関との協力を得て病状の急変や緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。年に1回以上、急変時における対応を確認し自治体に届出を行う。

(緊急時の対応)

- 第22条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
 - 3 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料金及びその他の費用の額)

第23条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額を利用者が負担するものとする。

- | | |
|------------|--------------|
| ・居室料 | 2,200 円／1 日 |
| ・食費 | 1,600 円／1 日 |
| ・理美容代 | 実 費（メニューによる） |
| ・行事費 | 実 費 |
| ・レクリエーション費 | 実 費 |

3 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

4 第 2 項に定められた日常生活費支払代行・金銭保管については、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い契約書を取り交わすものとする。

第 6 章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

（自己選択の生活と共同生活への尊重）

第 24 条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第 25 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

（面 会）

第 26 条 利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする（感染症蔓延の際は感染症対策を講じ取り決めに準ずる）

（健康留意）

第 27 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し予防接種も受けるものとする。

（衛生保持）

第 28 条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) その他必要なこと

(感染症対策)

第 29 条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会を定期的に開催し、担当者を配置し研修や訓練の実施を行う。
- (2) 感染症発生時でも、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 施設において、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生を防止するための体制を整備し安全対策担当者を配置する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第 31 条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(入退所)

第 32 条 施設の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

- 2 利用者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに施設へ届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第 33 条 施設は、利用者及びその家族に個人情報について「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た利用者及びその家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部の情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第34条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は職員に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっており居室の全てにスプリンクラー装置を設置するものとする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第35条 施設は職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用初日から数日間

(2) 継続研修 年12回

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(4) 施設は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、利用者に対し身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等）

第 36 条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族からの「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に事前に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内において身体的拘束等を行うことができる。また、適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催する（第三者や専門家の活用もある）

（褥瘡対策等）

第 37 条 施設は、利用者に対し、褥瘡が発生しないような適切な介護に努め、その発生を防止するための体制を整備し担当者を配置する。

（業務継続計画）

第 38 条 施設は感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとし、必要に応じて変更を行う。

（1）感染症に係わる業務継続計画

平時からの備え・体制整備・感染防止の取り組み・備蓄品確保・関係各所情報共有

（2）災害に係わる業務継続計画

建物設備の安全対策・ライフライン停止時の対策・必要備品確保・緊急時連絡対応

（ハラスメント対策）

第 39 条 施設は精神的苦痛を受けた職員（被害者）や組織への悪影響や損失を回避するため、ハラスメントで悩む管理職・職員・施設関係者はハラスメントを防止するための方針や明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（生産性の向上に資する取り組み）

第 40 条 施設は、介護現場における生産性の向上を促進するため、課題を抽出及び分析し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、職員の負担軽減を検討するための委員会を設置するものとする。

（口腔衛生の管理）

第 41 条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(栄養管理)

第 42 条 入所者の栄養管理を適切に行うこととし、管理栄養士（栄養士の場合は併設施設の管理栄養士）が計画・栄養状態の記録・栄養ケアの進捗評価、必要に応じた見直しを行うものとする。

(掲示)

第 43 条 施設運営規定の概要・重要事項等については、書面掲示に加えウェブサイト公表掲載するものとする。

(認知症ケア)

第 44 条 介護に直接携わる職員のうち、医療・介護の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

(ユニットケア質の向上)

第 45 条 ユニットケア質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は「ユニットケア施設管理者研修」を受講するものとする。

(利用資格)

第 46 条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護（介護予防短期入所生活介護事業所利用の場合は要支援）と認定され、本施設の利用を希望し、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入所できる利用者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 47 条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 48 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(看取り介護)

第 49 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、利用者等に指針の内容を説明し同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(葬儀等)

第 50 条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長

は関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

（苦情対応）

第 51 条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

苦情を受け付けるための窓口を設置する。

（地域との連携について）

第 52 条 施設は、地域との相互理解を深め、地域に開かれた事業運営を行うことを目的とした運営推進会議を設置するものとする。会議の構成員は利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等とする。

施設は、地域のイベント等へ参加し、地域の住民やボランティア団体等との交流を行うものとする。

第 9 章 雑 則

（改 正）

第 53 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人白寿会理事会の議決を経るものとする。

附則

（施 行）

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。